



消火実験や消防署の一般開放を行います

奥州金ケ崎行政事務組合消防本部では、住宅用火災警報機の作動実験や天ぷら鍋の消火実験の公開のほか、消防庁舎を開放し、見学会を行います。この機会に普段見ることのできない消防署を見学し、防災について学んでみませんか。来場者へ記念品（消防消しゴム）を贈呈します。

<消火実験>

■日時 3月5日(日)、6日(月)午前9時半～10時半
■場所 水沢消防署

<一般開放>

■日時 3月5日(日)、6日(月)午前8時半～午後5時15分
■場所 水沢消防署、江刺消防署、各分署
■問い合わせ 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部 (☎④ 7211)

3月1日(火)～7日(日)は春の火災予防運動週間

平成22年度全国統一防火標語

「消したかな」 あなたを守る合言葉

春は、火災が発生しやすい季節です

厳しい寒さの峠は越えましたが、まだまだ暖房器具を使用することも多く、火災が発生すると拡大しやすい時期です。尊い命を守るためにも、火の取り扱いに注意し、普段の防火対策が十分かどうか、もう一度点検してみましょう。

野焼きや火入れは、実施前にお近くの消防署へ連絡が必要です。強風の日は避け、消火の準備をしてから行ってください。火が消えるまでは、その場を離れず確実に見届けましょう。

消防団と婦人消防協力会は、春の火災予防運動の一環として、期間中に家庭の火防点検などを実施します。また、3月1日から7日まで、定時にサイレンを吹鳴します。

■サイレン吹鳴時間 午後8時(市内一斉)
■問い合わせ 本庁消防防災課消防防災係(内線217)、各総合支所消防防災担当課

3月1日(火)～7日(日)は建築物防災週間

建築物を災害から守りましょう

地震、火災、がけ崩れなどの災害による人命や建築物の被害を防止するため、建築物の防災対策を徹底しましょう。県では、市や消防署と共同で、万が一災害が発生した場合に大きな被害となる恐れがあり、特に防災上の配慮が強く求められる建築物を中心に防災査察を実施します。

この期間中は、防災相談所を設置して、地震対策や火災などからの建築物の防災について、皆さんからのご相談にお答えします。ぜひご利用ください。

<防災相談>

■日時 3月1日(火)～7日(日)午前8時半～午後5時15分(日(日)を除く)
■場所 県南広域振興局土木部
■問い合わせ 県南広域振興局土木部 (☎④ 2882、☎④ 2863)



皆さんの声が市の明日を切り開く

市の施策へ皆さんの「意見」をお寄せください

協働のまちづくり指針(素案)について

市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、その方向性を示す、協働のまちづくり指針を策定します。素案をご覧の上、ご意見をお寄せください。

■募集期間 2月24日(火)～3月15日(火) (必着) ■対象 市内に在住または、通勤、通学する人 ■閲覧場所 本庁まちづくり推進課、各総合支所総務企画課、各公民館、各地区センター(市ホームページにも掲載) ■提出方法 任意の様式に、素案に対する意見、住所、氏名、連絡先を明記して、窓口へ直接か、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出 ■問い合わせ 本庁まちづくり

推進課 (〒02318501 ※住所記載不要、内線462、☎④ 5240、✉ town@city.oshn.iwate.jp)

中心市街地活性化基本計画(案)について

市は、奥州市中心市街地活性化基本計画(案)を策定します。案をご覧の上、ご意見をお寄せください。

■募集期間 2月28日(火)～3月10日(金) (必着) ■対象 市内に在住または、通勤、通学する人 ■閲覧場所 本庁商業観光課、各総合支所商工担当課(市ホームページにも掲載) ■提出方法 任意の様式に、案に対する意見、住所、氏名、連絡先を明記して、窓口へ直接か、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提

出 ■問い合わせ 申込先 本庁商業観光課中心市街地活性化対策室 (〒02318501 ※住所記載不要、内線271、☎④ 2373、✉ shougyoul@city.oshn.iwate.jp)

■共通注意事項

- ・住所、氏名などの個人情報 が公表されることはありません
- ・電話での意見受け付けはしません
- ・ご意見の内容などについて、確認させていただく場合があります
- ・ご意見はそれに対する市の考え方とともに公表しますが、個別に直接回答はしません
- ・提出していただいた書面などは返却しません



～水道の利用で生活環境の向上を～

給水装置工事に補助金を交付します

市は、水道の普及を進め、生活環境の向上を目指しています。平成23年度から、市の配水管(本管)との距離が離れている世帯を対象に、給水装置工事に必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象となる工事

分岐する配水管から、宅地内1㍍までの総延長が50㍍以上の給水装置工事

■対象となる装置

工事申込者が自ら使用する居住用の給水装置 ※開発行為に伴う新設工事や、業務用の建築物または、共同住宅、貸家などの建築に伴うものは対象外

■交付金額(別表参照)

別表の基本額に、基準延長距離を10㍍(端数切捨て)を超えるごとに5万円を加算した額で限度額以内

<別表>

件数	基準延長	基本額	限度額
1件	50メートル	25万円	50万円
2件		20万円	75万円
3件		15万円	70万円
4件		10万円	65万円
5件以上		5万円	60万円

■その他

共同で給水装置工事を行う場合、同時に申請する件数(受益者の人数)によって基本額は変わります

■受付開始日

4月1日(金)

■問い合わせ 水道部給水課給水係 (☎④ 4905)